

いじめ重大事態に関する調査報告書を踏まえた 板橋区教育委員会の見解及び再発防止について

令和5年2月2日、本件重大事態については、板橋区いじめ問題専門委員会に対して、本件調査を諮問し、調査部会を設置のうえ、第三者による調査を行ってきた。

このたび、板橋区いじめ問題専門委員会からの答申として、いじめ重大事態に関する調査報告書が示されたところであるが、いじめを受けた本人をはじめとして、保護者及び関係者の皆様には、あらためて長期にわたり心労をかけたことに深く反省の念を抱くものである。

板橋区教育委員会は本報告書を受領し、本件を真摯に重く受け止め、次のとおり答申に対する見解を示すとともに、再発防止策を講じることとする。

1 板橋区いじめ問題専門委員会答申に対する板橋区教育委員会の見解について

(1) いじめ行為に関する調査結果について

本件報告書では、28項目に渡り、綿密な調査に基づき、可能な範囲で詳細に事実関係の有無が示されている。事実があったとされる時点から長時間経過したものもあり、裏付けが可能なものもある中で、裏付けとなる資料や証言を丹念に拾い、一つ一つの行為について判断が行われており、本件報告書にある事実関係の有無については、報告書記載の調査部会の判断を板橋区教育委員会としても尊重するものである。

また、いじめ該当性の判断についても、専門的見地に基づいた詳細な事実関係の確認行為を踏まえた認定であることから、事実関係が確認できなかった本件報告書別紙いじめ行為申告一覧2.6.16.17を除く行為についていじめに該当するとの判断を尊重するものである。

(2) 学校及び教育委員会の対応に関する問題点について

本件いじめ重大事態に至るまでの児童間の衝突について、すべての衝突を教職員が漏らさず認識することは困難であることや、事実を認識しながらあえて放置したような事情は認められなかったことについては、ご理解いただいたものとする。

一方で、いじめと認知できるものがあるにもかかわらず認知しなかったことや、各学年間での情報の引継ぎの不十分さから場当たりの対応になったこと等、さらにはこれらが本人や保護者の不安や不信感を増幅させてしまったとの指摘、重大事態の認定が遅れたことについては、真摯に受け止め、深く反省するものである。

また、いじめ認知後の対応について、被害を訴える児童への寄り添いが不十分であったこと、信頼関係を築くことについて改善の余地があったとの指摘についても同様である。

さらに、相手方の児童への面談、聴き取り、指導についても問題があったとの指摘について、事務手続きその他すべての指摘事項についても、重く受け止めるところである。

2 本件報告書提言を踏まえた再発防止策について

本件報告書内でいただいた、学校及び教育委員会に対しての提言について、一部、都などの他組織の理解や協力を必要とするものや、教員として身に付けていない面接技法の習得に係る部分も含まれるが、一人ひとりの児童生徒の安心安全を第一として、最善の方策について検討を深めつつ次のとおり対応していく。

(1) いじめの認知

① いじめの定義及びいじめ対応についての教員の理解増進

- ▷ 月1回開催される校長会において、管理職に対して、いじめ問題について説明し、いじめの定義や留意事項について理解を深めさせる。
- ▷ 生活指導主任を対象とした研修において、いじめ問題に関わる留意事項の伝達及び各校の取組について共有を図る。
- ▷ ふれあい月間（年3回）を活用し、いじめ問題を児童生徒に考えさせる契機とするとともに、教職員いじめに対する認識を振り返る機会とする。
- ▷ 教育委員会の学校訪問時において、直接教職員に対して、いじめ問題について説明し、いじめの定義や留意事項について理解を深めさせる。

② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」（以下、「ガイドライン」という。）の資料であるチェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）による確認

- ▷ 板橋区版ガイドライン概要版の作成・配付・ポータルサイトに掲載する。

(2) 記録の適切な作成、共有、保管

① 統一的なフォーマットの作成

- ▷ 『聴取内容記録用フォーマット』を作成し、配付する。

② いじめ対策委員会の議事録作成及び保管、情報共有

- ▷ 『いじめ対策委員会議事録』の例示を示す。

(3) - 1 児童生徒からの聴取方法等

① 被害児童生徒への聴取に係る面接技法の習得

- ▷ 『聴取内容記録用フォーマット』に聴き取る際の留意点を示す。

② 聴取した内容の適切な記録化（日時、場所、経緯、態様、理由、関係者名等）

- ▷ 『聴取内容記録用フォーマット』を作成し、配付する。

③ 児童生徒の心に寄り添うための技法や理論的知識を得るための研修（メンタライゼーションなど自己理解や他者理解の能力を向上させるための研修や、児童期の発達心理学の理論や知識を習得するための研修等）

- ▷ 教職員が児童生徒の心に寄り添うための技法等について、理解を深められるようスクールカウンセラーによるコンサルテーションを強化する。

④ 学校現場における心理職の充実

- ▷ 区独自のスクールカウンセラーを配置する。

⑤ 専門性と中立性をもったスクールソーシャルワーカーなど専門職を活用した保護者対応及び支援

- ▷ スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

(3) - 2 加害児童生徒からの聴取方法等

① 児童生徒を一方的に加害者扱いして謝罪を促すような対応

- ▷ 一方的に加害者を断定しないよう、『聴取内容記録用フォーマット』に聴取と指導を切り離した聴き取り方法を示す。

② いじめの事実が確認できない場合にはいじめ加害者としての指導をするべきではない。

- ▷ ガイドライン（チェックリスト含む）に基づく適切な対応を徹底する。

- ③ いじめの事実が認められる場合には、加害児童生徒において強い害意がない場合であっても、「加害児童生徒としては問題ないと思う行為であっても、相手にとっては心身の苦痛や心理的負担を与える行為となる場合がある」ことについて丁寧に説諭すべきである。

▷ 道徳を中心としたいじめに関する授業の充実（法律や自校のいじめ防止基本方針の理解等）など、人権教育や市民性教育の理念に基づく教育活動を推進する。

（３）－ ３ 被害児童生徒側と加害児童生徒側との対面

- ① 原則、加害児童生徒と被害児童生徒の保護者とが対面する場を設定することは避ける。

▷ 『保護者対応例』を作成し、周知する。

（４）被害児童生徒側に対する情報共有

- ① 保護者に対する調査の開始や進捗、予定、結果等の適切な情報共有
② 保護者の要望や議論された内容の整理・議事録作成・保護者との合意形成
③ 電話協議終了時の「まとめ」の実施及び確認・記録
④ 調査に関わる留意事項についての丁寧な説明
⑤ 根拠や理由を示した丁寧な回答

▷ 被害児童生徒及びその保護者に寄り添い、不信感を持たれないよう『ガイドライン（チェックリスト含む）』に基づいた適切な対応を徹底する。

（５）加害児童生徒側に対する情報共有

- ① 加害児童側への適時の情報共有

▷ 当事者間の対立を増幅させないよう留意して、『ガイドライン（チェックリスト含む）』に基づいた適切な対応を徹底する。

（６）法令やガイドラインの理解・周知徹底

- ① 年度初めの職員会議や教員研修等の実施

▷ 職員会議において東京都教育委員会作成の『いじめ総合対策』、自校の『いじめ対策基本方針』、『ガイドライン』の活用を推進する。

- ② チェックリストによる学校の取組の確認

▷ チェックリストの活用を推進する。

（７）日常的な指導に関する記録の作成と情報共有

- ① 児童生徒指導記録等の保存年限の延長

▷ いじめ対策委員会開催時における議事録の作成及び適切な保管について徹底させる。

（８）円滑な対応のための体制づくり

- ① いじめや不登校などに対応する専任教員の配置及び研修機会の充実

▷ 生活指導主任の資質能力の向上及び東京都や国へ要望する。

- ② 保護者対応時間の一定の制限

▷ 『保護者対応例』を作成し、周知する。

- ③ 協議や電話対応を録音したものを文字起こしする機器の導入及び補助職員や生成ＡＩ等を利用した要約作成等の教員の負担軽減

▷ ボイスレコーダーを配備するとともに、文字起こし機器の導入に向けて検討する。